

職場のハラスメント（パワハラ・セクハラ）で悩んでいませんか？



相談員に相談してみようかな



職場の人には相談しにくい

一人で悩みを抱え込まないことが大事です

まずは職場の相談員に相談しましょう

ハラスメントは組織の問題です。我慢をしないで職場の相談員に相談してみましょう。

職場で相談しづらい場合は相談窓口相談

各種ハラスメントホットラインは、ハラスメントを目撃した第三者からの相談にも対応します。

■ ハラスメントホットライン

● 防衛省パワハラホットライン

代表電話03-3268-3111(内線20717) (市ヶ谷地区以外から内線8-6-20717)

直通電話03-3267-8281 (受付時間：平日10時～19時)

☎: p-soudan@mod.go.jp

【統合幕僚監部総務部人事教育課補任班】03-3268-3111(内線30167)

【陸上幕僚監部人事教育部人事教育計画課WLB推進企画班】03-3268-3111(内線40699)

【海上幕僚監部人事教育部補任課服務室】03-3268-3111(内線50334) : p_hotline@mod.go.jp

【航空幕僚監部人事教育部補任課服務室】03-3268-3111(内線60247)

● 防衛省セクハラ・マタハラホットライン(平日10時～19時)

代表電話03-3268-3111(内線20718) 直通電話03-3235-5358(受付時間：平日10時～19時)

☎: s-soudan@mod.go.jp (セクハラ) ☎: m-soudan@mod.go.jp (マタハラ)

人事教育局服務管理官

■ パワー・ハラスメント（パワハラ）とは？

階級、職権、期別、配置等による権威若しくは権力又は職場における優位性を背景に、職務の適正な範囲を超えて、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は職場環境を悪化させる行為をいいます。

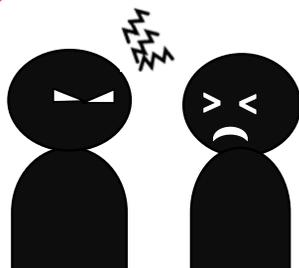
■ こんなことはありませんか？

以下の行為は、パワハラに該当する可能性があります。



精神的な攻撃

- ◆ 上司Aは、部下Bに資料作成を指示したが、BはAの指示とは異なる内容の資料を作成してきたため、「お前は日本語が通じないのか」「小学生からやり直せ」と冷たく言い放ち、資料を突き返した。



理不尽な行為

- ◆ 先輩Cは後輩Dに対して仕事でミスをするたびにポイントを付け、それが10ポイントたまると、宴会で罰ゲームとして物まねをさせたり、酒の一気に飲みを強要した。



行き過ぎた指導

- ◆ 上司Eは、部下Fに「君のやり方ではうまくいかない」「うまくいかない場合は君が責任をとれ」など連日・長時間にわたり作業のやり直しを命じ、Fをメンタルダウンさせた。

(※) 実際にパワハラに該当するかどうかは、背景、状況、継続性等を踏まえて判断します。

■ セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）とは？

職場において他の者を不快にさせる性的な言動

職場外において職員が他の職員を不快にさせる性的な言動

不快であるか否かは、基本的には受け手が不快に感じるか否かによって判断します。

セクハラの種類

【対価型セクハラ】

加害者が職務上の地位を利用して性的な関係を強要し、それを被害者が拒否した場合、被害者の意に反して不当な配置転換など不利益を負わせる行為を言います。

【環境型セクハラ】

加害者のセクハラにより、就業環境が不快なものとなり、職員の能力発揮に重大な悪影響が生じる等、その職員が就業する上で看過できない程度の支障が生じる行為を言います。

■ セクハラになりうる言動

【発言】

性的な関心、欲求に基づくもの

- ・ 卑猥な冗談を交わす
- ・ 性的な噂を立てたり、性的なからかいの対象とする
- ・ 性的な経験や性生活について質問する。

性別による差別意識等に基づくもの

- ・ 「男のくせに根性がない」「女には仕事は任せられない」などと発言する
- ・ 「おじさん、おばさん」「坊や、お嬢さん」など人格を認めないような呼び方をする

以下の場合も、受け手が不快に感じればセクハラになり得る

- ・ 容姿を褒める
- ・ 私生活について質問する
- ・ 宴席への出席を強要する

【行動】

性的な関心、欲求に基づくもの

- ・ 食事やデートにしつこく誘う(メール等含む)
- ・ 身体に不必要に接触する
- ・ 性的な関係を強要する
- ・ 卑猥な写真等をわざと見せたりする

性別による差別意識等に基づくもの

- ・ 女性であるということだけで、お茶くみ、掃除、私用等を強要する
- ・ 酒席で、お酌やカラオケでのデュエットを強要したり、不必要に接触する

※ 酒席や酒席からの帰り道など気持ちが緩みがちな場面では特に注意しましょう

※ **セクハラは、防衛省職員から職員以外に対する行為も対象となります。**

職員以外の方でも、防衛省職員からセクハラを受けた場合は、防衛省セクハラホットラインに連絡してください。

Q 相談員に相談した内容について、プライバシーは保護されますか。

A 相談員は、相談内容はもちろん、知り得た秘密を厳守します。また、匿名で相談することも可能です。

Q 相談員に相談したことによって、人事管理上や何らかの不利益を受けることはないのでしょうか。

A 相談したことにより、昇任、補職等の任用上の取扱いや昇給、勤勉手当等の給与上の取扱い等に関し不利益を受けることはありません。

Q 相談員に相談したら、問題は解決されますか。

A 相談員は、相談内容に応じて、制度の説明やアドバイス等を行います。相談内容によっては、相談者の了解を得た後、相談者の所属する機関等に連絡し事実関係を確認後、問題解決に必要な措置を行います。

【相談の流れ(イメージ)】

